

## 横浜市里親養育援助事業実施要綱

制 定 平成 18 年 2 月 22 日 福児第 10540 号（局長決裁）

改 正 令和 7 年 2 月 28 日 こ権第 4219 号（局長決裁）

### （趣 旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市が認定する養育里親、専門里親、養子縁組里親及び親族里親（以下、「里親」という。）が、児童相談所から委託を受けた児童（以下、「児童」という。）の養育に際して日常生活上の援助が必要とされる場合に、生活を支援する者（以下、「支援者」という。）を派遣する、横浜市里親養育援助事業（以下、「事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

### （実施主体）

第 2 条 実施主体は、横浜市とし、この事業を市内の児童養護施設、NPO 及び介護事業者等（以下、「受託事業者」という。）に委託することができるものとする。

### （定 義）

第 3 条 この要綱において「里親」とは、横浜市里親家庭養育運営要綱第 4 条の規定によるものとする。

### （派遣対象里親）

第 4 条 支援者の派遣対象は、児童相談所から児童を受託している里親のうち、養育に際し家事等の支援が必要な場合、又は疾病、冠婚葬祭、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助等が必要な里親とする。

### （利用の手続き）

第 5 条 前条に規定する里親が事業の利用を希望する場合は、横浜市里親養育援助事業利用申請書（第 1 号様式）により児童相談所に申請する。

2 児童相談所は、里親から利用の申請を受けたときは、利用の適正を確認し、その結果を記入した横浜市里親養育援助事業利用申請書（第 1 号様式）をこどもの権利擁護課に進達する。

3 こどもの権利擁護課は、児童相談所から進達された申請書の審査及び利用決定を行い、横浜市里親養育援助事業利用決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知する。

4 利用決定を受けた里親は、横浜市里親養育援助事業登録（利用）申込書（第 3 号様式）により受託事業者へ支援者派遣登録を行う。

### （支援者の選定及び登録）

第 6 条 受託事業者は、次の要件を備えている者のうち、別に定める研修を修了した者から支援者を選定し、登録しておくものとする。

(1) ヘルパー三級又は保育士の資格を有するもの。

(2) 別途市長が認めたもの。

(支援者の派遣)

第7条 受託事業者は、支援者の派遣を必要とする里親の要請に基づき、里親が提出する横浜市里親養育援助事業登録(利用)申込書(第3号様式)及び横浜市里親養育援助事業利用決定通知書(第2号様式)の写しの内容を確認した上で、当該里親に支援者を派遣するものとする。

(支援の内容)

第8条 支援の内容は、委託された児童に関わる生活援助とし次の援助を行うものとする。

- (1) 食事の支度
- (2) 衣類の洗濯
- (3) 住居の掃除
- (4) 生活必需品の買い物
- (5) 委託された児童の養育援助
- (6) 関係機関等との連絡
- (7) その他必要な家事援助

(派遣時間の上限)

第9条 派遣時間帯は午前9時から午後22時までとし、派遣時間の上限は次のとおりとする。

- (1) 午前9時から午後5時の間の派遣について、里親においては年間96時間(ただし、横浜市が特に認めた里親については200時間)、とする。
- (2) 午後5時から午後10時の間の派遣について、全ての里親においては、年間30時間を上限とする範囲内とする。

(報告)

第10条 受託事業者は、派遣状況報告書(第4号様式)により、支援者の派遣状況を横浜市長に報告するものとする。

(支援者の派遣手当単価)

第11条 支援者の派遣手当単価は、別途定めるものとする。

(利用料)

第12条 第8条に定める派遣時間の範囲内においては無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、支援者が、生活必需品の買い物その他のサービスを行う際に、移動のための交通費を必要とする場合は、里親が当該交通費等の実費相当額を負担するものとする。
- 3 派遣時間の上限を超えて派遣を希望する場合は、里親の自己負担とし、金額および支払い方法については、別途受託事業者が定めるものとする。

(支援者の責務)

第13条 支援者は、その業務を行うにあたり、家庭における生活習慣を尊重し、当該家庭に関して職務上知り得た秘密を守らなければならないものとする。

(関係機関との協力)

第 14 条 受託事業者は、この事業の実施に当たっては、横浜市及びその他関係機関と連絡を密にして行うものとする。

(個人情報の管理)

第 15 条 受託事業者は、事業の受託に伴い収受・関与した個人情報について、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、取り扱うものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 28 日から適用する。